

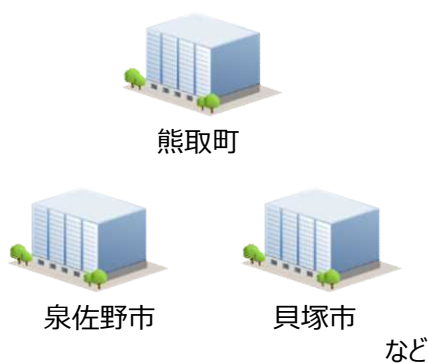
平成30年4月から国民健康保険制度は「市町村ごとの運営から府域での運営」に変わります

- 国民健康保険制度(以下、「国保」という。)は、現在、市町村それぞれが保険者となって運営していますが、平成30年4月からは、府と市町村が共同保険者となって運営します。
- 府も市町村とともに国保の運営に加わり、国保の財政運営を市町村単位から府単位の拡大することで、予期せぬ医療費の増加による財政リスクの軽減など、国保運営の安定化を図ります。
- 市町村ごとに異なっている保険料率や保険料の減額免除(以下、「減免」という。)の基準などについて、府内で統一します。(最大6年間の経過措置期間が設けられていますが、熊取町は保険料率以外の統一基準について、平成30年度から実施します。本紙下部参照。)



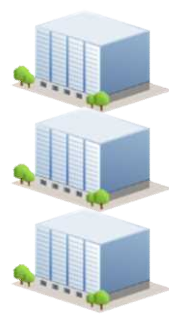
国民健康保険制度の見直し

現行(平成30年3月まで) ＜市町村が個別に運営＞



新制度施行後(平成30年4月から) ＜府も運営に加わり、財政運営を府単位の拡大します＞

各市町村は加入者から集めた保険料等を元に府に納付金※を納めます。



大阪府

府は、各市町村から集めた納付金等を元に、医療費など、必要な費用を全額、各市町村に支払います。

※市町村が大阪府に納付する国保事業の運営に必要な費用

▶被保険者証の発行や保険料の賦課・徴収等の身近な窓口は、引き続きお住いの市町村です。

府内で統一の基準を設けます

- 府内市町村における、加入者間の負担の公平化を図るために、以下の項目などについて、府内で統一の基準を設けます。

項目(具体例)	統一基準	統一時期
保険料率	府内のどこの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となるよう設定します。ただし、経過措置期間は、府が示す保険料率を元にして、熊取町の保険料率を決定します。	平成30年4月1日
保険料の支払い	金融機関等でのお支払い(普通徴収)の場合は、年間の保険料を6月から翌年の3月までの10期でお支払いいただきます。	※ただし、最大6年間の経過措置期間が設けられています。熊取町では保険料率以外は統一時期に合わせますが、市町村によって異なる場合があります。
保険料の減免	減免対象事由等について、府内で統一の基準を設定します。詳しくは、府のHPをご覧ください。	
一部負担金の減免	減免対象事由等について、府内で統一の基準を設定します。詳しくは、府のHPをご覧ください。	
出産育児一時金の額	420,000円(ただし産科医療補償制度未加入の場合404,000円)(現行通り)	平成30年4月1日
葬祭費の額	50,000円とします。	平成30年4月1日

Q なぜ、国保制度の見直しが必要なの？

A 国保制度は、「年齢構成が高く医療費水準が高い」、「所得水準が低く保険料負担が重い」、「小規模な運営主体（市町村）が多く財政が不安定になりやすい」などといった構造的な課題を抱えています。

また、市町村ごとに運営されていたため、加入者の医療機関における窓口負担が同じであるのにも関わらず、住む市町村によって保険料率や減免の基準などが異なっており、公平な加入者負担となっていません。

そのため、府を財政運営の責任主体とすることで、国民皆保険の要である国保の基盤を固め、安定的かつ持続可能な制度として次の世代に引き継げるように見直します。

Q 何が変わるの？

A 府と市町村が共同保険者となることに伴い、被保険者証の様式や高額療養費の多数回該当の算定方法などが市町村単位から府単位に変更となります。

また、加入者間の負担の公平化を図るため、府内のどこの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となるよう、保険料率や減免の基準などについて統一します。その他は表面をご覧ください。

Q 何が変わらないの？

A 医療機関へのかかり方は、これまでと変わりません。

市町村は、引き続き住民の身近な窓口としての業務を担います。

- ・ 国保への加入や脱退の届出は、市町村窓口で行います。
- ・ 被保険者証は、市町村から交付されます。
- ・ 保険料の納入通知書は市町村から発送され、保険料は市町村に納めます。
- ・ 高額療養費等の申請は、市町村窓口で行います。
- ・ 特定健診や特定保健指導などの保健事業は、市町村が実施します。また、人間ドック・脳ドックの助成金額はこれまでと変わらずそれぞれ上限3万円、2万円です。

**Q 府はどのような役割を担うの？**

A 府は、財政運営の責任主体として、国保運営方針（国保運営に係る府内の統一的な方針）を定め、市町村における国保事務の標準化などを推進します。

Q 今の被保険者証は使えるの？様式が変わるの？

A 平成30年11月の一斉更新から、新しい被保険者証には、居住地の都道府県名が表記されるようになります。それまでの間は、被保険者証の有効期限が満了するまで、現在お持ちの被保険者証を使用できます。

Q 高額療養費の多数回該当の算定方法はどうか変わるの？

A 同一都道府県内の市町村へ転出しても、世帯の継続性が保たれている（世帯構成が変わらない等）場合には、平成30年4月以降の療養において発生した高額療養費の多数回該当の回数が、通算されます。

※多数回該当…過去1年間に4回以上限度額に達したら、4回目以降の限度額が下がり負担が軽減される制度。

わからないことがあれば、お問合せください。

手続き・相談などの窓口は、平成30年4月以降も引き続き熊取町です。

熊取町健康福祉部保険年金課 ☎072-452-6183（直通）

大阪府HP <http://www.pref.osaka.lg.jp/kokuho/>

→事業一覧ページ→医療保険制度に関すること→「大阪府国民健康保険運営方針」および「別に定める基準」など